



## Ⅱ 基本構想・本論

- 1 計画の期間
- 2 まちづくりの基本理念
- 3 目指す都市像
- 4 まちづくりの全体像
- 5 まちづくりの目標
- 6 重点戦略
- 7 将来人口
- 8 土地利用
- 9 推進体制

# 1 計画の期間

平成23年度（2011年度）を初年度として、平成32年度（2020年度）を目標年度とします。

## 2 まちづくりの基本理念

目指す都市像を実現するため、私たちは次に定める基本理念に基づき、まちづくりに取り組みます。

私たちは

- 夢と誇りをもって、いきいきとまちづくりを進めます。
- 「塩竈」の歴史や文化、風土などを、まちづくりに活かします。
- ともに知恵を出し合い、まちづくりに取り組みます。

## 3 目指す都市像

おいしさと笑顔がつどう みなとまち 塩竈

本市が目指す10年後の姿は、“長い歴史と風光明媚な景観を誇り、多彩な食文化とウォーターフロントの魅力にあふれ、コンパクトで利便性に富み、いつまでも住みたい、住んでみたい、訪れたいみなとまち”です。

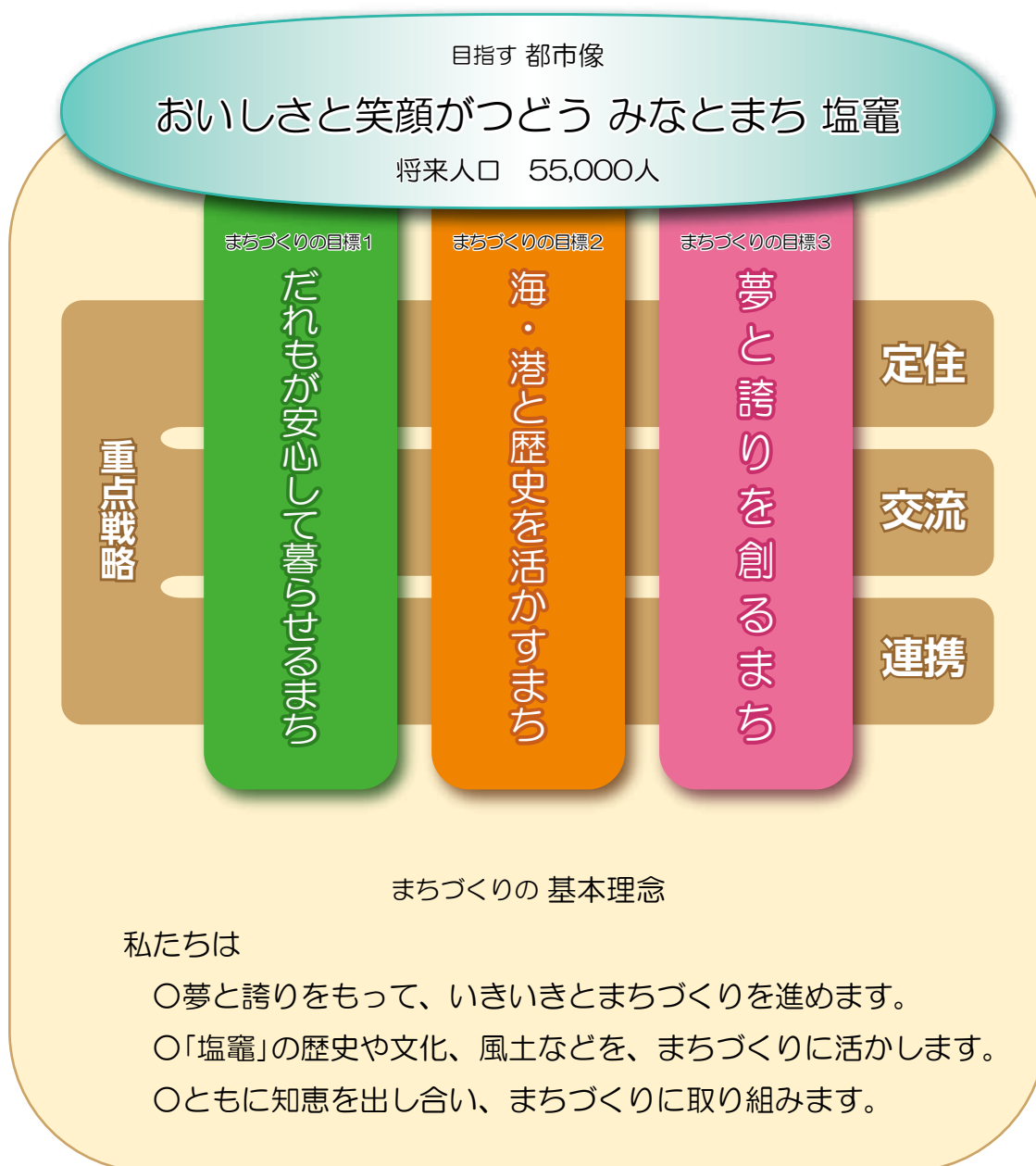
そこで、本市が目指す都市像を「おいしさと笑顔がつどう みなとまち 塩竈」と掲げ、その実現に向けて取り組んでいきます。



【ウォーターフロント】海・川・湖などに面する水際の地帯のこと。

## 4 まちづくりの全体像

『おいしさ笑顔がつどう みなとまち 塩竈』の実現に向けて、下記枠組みでまちづくりを進めます。



## 5 まちづくりの目標

「目指す都市像」を実現するため、3つの「まちづくりの目標」を定めます。  
また、その実現に向けて取り組むべき施策の大綱を示します。

1. だれもが安心して暮らせるまち

2. 海・港と歴史を活かすまち

3. 夢と誇りを創るまち



## 第1編 だれもが安心して暮らせるまち

子どもから高齢者まで、だれもが笑顔で健やかに支え合いながら、安全に暮らし続けることのできるまちを創ります。



### 第1章 安心して産み育てられるまちづくり

- 母子保健事業や多様化する保育サービスなどの充実に取り組み、安心して子どもを産み、育児を楽しみ、働きながらでも子育てができる環境をつくります。
- 地域で子育てを支え合う社会をつくります。

### 第2章 ともに支え合う福祉のまちづくり

- 市民のだれもが、お互いを認め合いながら、みんなで支え合う地域社会をつくります。
- 市民自ら健康づくりに取り組み、笑顔で健やかに暮らし続けられる環境をつくります。
- 各医療機関の連携強化や救急医療体制の充実を図り、安心できる地域医療体制をつくります。
- 高齢者が生きがいと誇りを持ち、笑顔で安心して暮らしていける環境をつくります。
- 障がい者が自立し、安心して暮らしていける地域環境をつくります。

### 第3章 安全に暮らせるまちづくり

- 地震や、津波、火災などのさまざまな災害による被害を最小限に防ぎ、迅速に対処できる災害に強いまちをつくります。
- 犯罪や事故などを未然に防止し、安全・安心に暮らしていける社会をつくります。

### 第4章 快適で便利なまちづくり

- 本市の誇るすぐれた景観などを活用し、快適で質の高い住まいづくりや住環境整備に努め、いつまでも住み続けることができる、魅力あるまちをつくります。
- うるおいと緑にあふれ、子どもたちが安全に過ごすことのできる、良好な生活環境をつくります。
- 市域が狭く、都市機能が中心部に蓄積しているというまちの特性を生かし、安全で利便性が高く、環境にも配慮した交通環境をつくります。

## 第2編 海・港と歴史を活かすまち

海・港と歴史によって培われたさまざまな産業や文化などを最大限に活かしながら、活力あるまちを創ります。



### 第1章 活力ある産業のまちづくり

- 付加価値の高い水産業を目指し、関連施設の改善を図るとともに、ブランド化やグローバル化にも対応した流通環境をつくります。
- 塩釜港区の整備と利活用を促進し、国内海上流通の一翼を担うとともに、魅力ある“みなと”をつくります。
- 商工業の活性化に向け、本市の実態を踏まえた支援を図り、にぎわいをつくります。
- 食文化などの地域資源を有効に活用しながら、企業誘致や産業間の連携を促進し、新たな産業基盤をつくります。

### 第2章 観光と交流のまちづくり

- 「魚のまち」「寿司のまち」「地酒のまち」「スイーツのまち」「藻塩のまち」と呼ばれる本市の魅力ある食を積極的に発信するとともに、訪れた人々が“おいしさ”などを気軽に楽しめるように、まち全体に笑顔でもてなす体制をつくります。
- 本市の“顔”となる中心市街地を再生し、回遊性の高いまちをつくります。また、まちの魅力を生かしながら、歴史、文化が感じられる趣のある“まちなみ”をつくります。

### 第3章 環境にやさしいまちづくり

- 環境問題への関心を高め、市民、企業などの自主的な取り組みにより、環境負荷の少ない循環型社会をつくります。
- 「塩竈」の誇る美しい海と島々と、一森山などの豊かな自然環境を守りながら、風光明媚なまちをつくります。

### 第4章 うるおいと魅力ある島づくり

- 浦戸諸島の素晴らしい自然環境と調和した、快適な生活環境をつくります。
- 浦戸諸島ならではの自然や特色を生かしながら、浅海漁業などの振興や交流活動を推進し、魅力ある島をつくります。



【ブランド化】自然的、歴史的、風土的、文化的、社会的な地域の特性を生かして、農水産物などの商品の付加価値を高めること。

【藻塩】海藻のホンダワラに通した海水を煮詰めて作る塩のこと。

【環境負荷】日常生活や産業活動などを通じて発生する排出ガスや汚水、廃棄物など、環境に与えるマイナスの影響のこと。

【浅海漁業】浅い海域で行なわれる海苔・アサリ・牡蠣養殖や刺網漁などの漁業のこと。

## 第3編 夢と誇りを創るまち

次代を担う子どもたちの夢や、郷土に誇りを持つ豊かな心を育みながら、多様な担い手による協働のまちを創ります。



### 第1章 子どもの夢を育むまちづくり

- 心豊かで健やかに生きる子どもたちを育むまちをつくります。
- 子どもたちが安心して学べる教育環境をつくります。
- 学校・家庭・地域が協働して子どもたちの成長を支えるまちをつくります。

### 第2章 豊かな心を培うまちづくり

- 笑顔にあふれ、心豊かに生活していくため、生涯にわたって学び、交流できる環境をつくります。
- 「塩竈」の歴史、文化・芸術の保存、継承、創造を大切にするまちをつくります。
- 生涯にわたってスポーツができる環境をつくります。

### 第3章 協働で創るまちづくり

- 市民、町内会、企業、団体が、それぞれの特性を生かし、まちづくりへ参加していく意識を高め、ともにつどい、活動しやすい環境をつくります。
- 市民と行政のパートナーシップ確立のため、市政情報の積極的な受発信をするとともに、本市の魅力を「塩竈ブランド」として国内外に広く発信する体制をつくります。
- 行財政改革を推進し安定的な財政運営を行うとともに、周辺市町村との連携によって、効率的で持続的な行財政基盤をつくります。



企業の総合学習への協力



【パートナーシップ】 友好的な協力関係のこと。

## 6 重点戦略

『おいしさと笑顔がつどう みなとまち 塩竈』の実現に向けた、今後10年間のまちづくりにおいては“定住人口の確保”“交流の強化”“市民の連携強化”が最重要課題となります。

このため、「定住」「交流」「連携」を重点戦略と定め、3つのまちづくりの目標との横断的かつ総合的な取り組みによって課題の解決を図ります。

### (1) 定 住

“いつまでも住みたい、住んでみたい”まちを目指し、福祉、教育、住宅環境などを充実します。

### (2) 交 流

人・情報・文化・産業など、あらゆるものが交流するまちを目指し、「塩竈」の魅力ある地域資源を生かしながら、交流の強化につなげます。

### (3) 連 携

市民が主体となるまちを目指し、市民が互いに尊重し合い、情報を共有するとともに、共通の目標に向かって、それぞれの力を発揮できる環境を形成します。

## 7 将来人口

本市の将来人口を平成32年（2020年）において55,000人と設定します。

## 8 土地利用

本市の市域は狭く、浦戸諸島を除くと未利用地は極めて限られたものとなっています。さらに都市機能が中心部に集積する成熟した都市でもあります。このため諸活動の基盤となる土地の利用については、本計画の「重点戦略」や「安全・安心の確保」などの視点から、下記3点について、長期的な視野で進める必要があります。

なお、具体的内容は、塩竈市国土利用計画及び塩竈市都市マスタープランで示します。

### （1）定住人口の確保に向けた土地利用

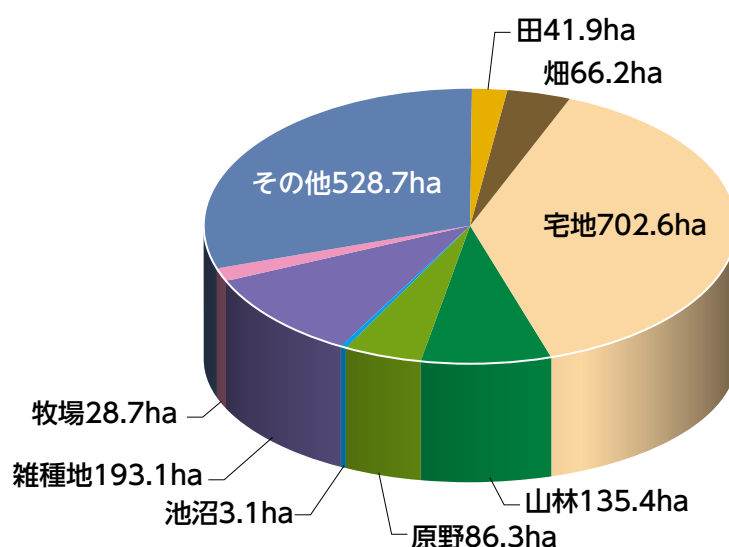
中心市街地や北部地区に残る中規模未利用地、市内各所に点在する小規模未利用地の有効利用を進めます。また既存住宅地におけるうるおいに満ちた良好な住環境整備、維持に努めます。

### （2）交流の強化に向けた土地利用

本市が培ってきた歴史的たたずまいや浦戸地区の自然、景観の保全に万全を期します。また“都市軸”として整備を進めてきた街路空間の有効活用や商業地の維持・再生、さらには港湾都市ならではの水辺空間の有効活用や物流機能などの強化に取り組みます。

### （3）安全・安心の確保に向けた土地利用

臨海地区や急傾斜地など、本市は自然災害の影響を受けやすい環境にあります。このため、安全・安心の確保に向け、“自然との共生”の視点も踏まえた土地利用を進めます。



[平成21年土地利用面積]

## 9 推進体制

「目指す都市像」の実現には、市民、町内会、企業、団体、行政が、それぞれの持つ力を発揮し、協働して取り組む必要があります。そのため、“市民の役割” “市の役割” を明確にし、一体となって本計画を推進していきます。

### 市民と市の役割

#### 市民

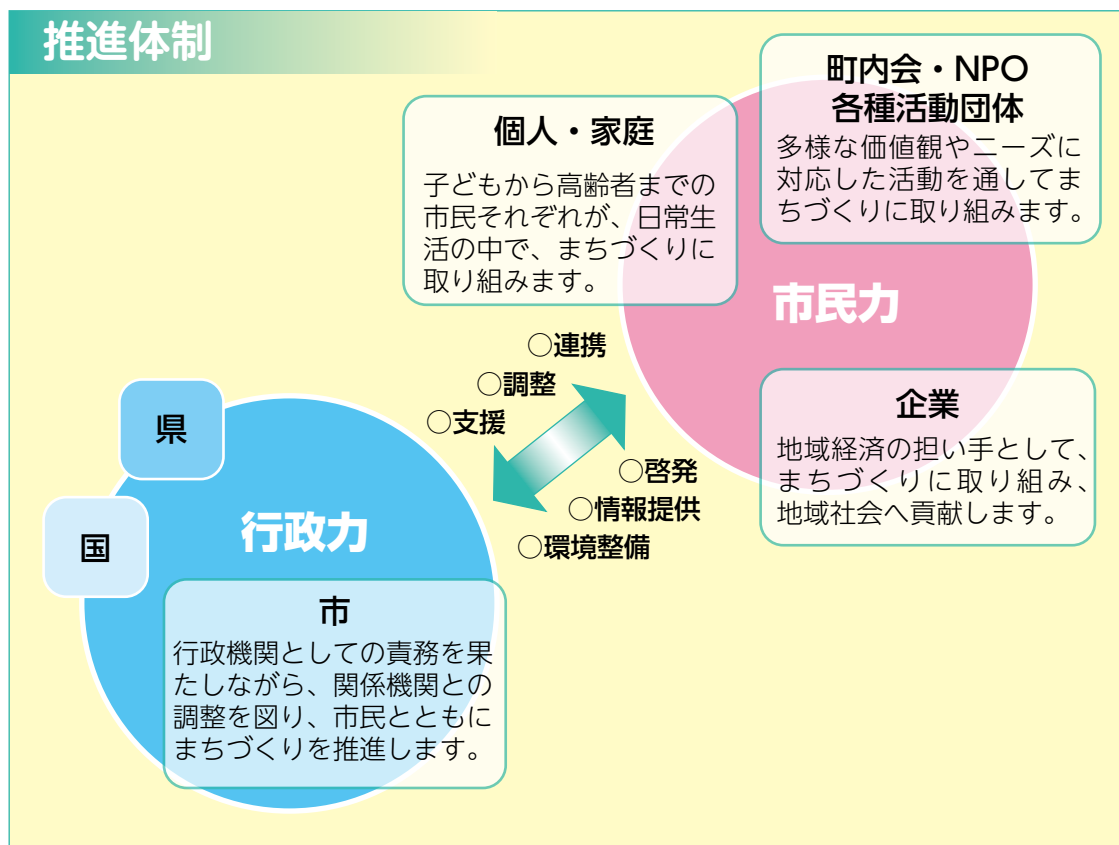
○ 市民は、公共サービスの“受け手”であると同時に、“担い手”であるという意識をもち、まちづくりの“主役”になって、市とともに、それぞれの力を合わせながら本計画を推進していきます。

#### 市

○ 市は、市民とともに地域社会のあり方を考え、国や県などのさまざまな機関との調整を通して、発展の機会をつくります。

○ 市は、市民のニーズに応じたきめ細かなサービスを、効率的かつ効果的、継続的に提供します。

### 推進体制





第5次長期総合計画策定市民懇談会



市民懇談会みらいづくり分科会によるまち歩き調査

